

住 所 愛知県名古屋市熱田区新尾頭3-4-25
氏 名 株式会社ミツオ 代表者 青木 博之

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第60条第1項の規定により次のとおり営業の禁止を命ずる。

令和7年6月24日

岐阜県西濃保健所長 河野 芳功



1 禁止する営業

(1) 許可番号及び年月日

55000270 令和5年2月13日

(2) 営業所の名称及び所在地

西濃サンホーム ミツオ厨房 岐阜県揖斐郡揖斐川町長良24-1

(3) 営業の種類

飲食店営業（給食（社会福祉施設））

(4) 禁止する営業の範囲

営業の全部

2 処分の理由

令和7年6月18日に当該施設において調理した給食（夕食）を食べた46人のうち16人が、令和7年6月19日3時から同日19時にかけて、下痢、腹痛等の症状を呈し、うち1人が医療機関を受診した。

西濃保健所揖斐センターの調査の結果、次のことが確認された。

- ・各有症者の症状は下痢、腹痛等を主徴とし、近似していたこと。
- ・有症者の発症時間又は有症者の発症を当該施設職員が確認した時間は、当該施設の給食を喫食した後7.5時間から25.5時間に集中しており、感染源からの曝露様式として、単一曝露によるものと考えられたこと。
- ・各有症者には当該施設の給食以外に共通する食事は認められなかったこと。
- ・各有症者の行動調査から感染症を疑う事象は確認されず、食事以外に他の曝露要因はなかったこと。
- ・有症者16人のうち4人の検便からウエルシュ菌が検出され、有症者の症状及び当該施設において調理した給食の喫食を起点とする発症までの時間がウエルシュ菌の症状及び潜伏時間と一致していること。

また、有症者を診断した医師から令和7年6月23日付けで、西濃保健所に食品衛生法

第63条第1項の規定による食中毒の届出があった。

以上のことから、上記の健康被害は、当該施設において調理した給食が原因であると断定した。

よって、あなたは食品衛生法第6条第3号に掲げる「病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれのあるもの」に該当する食品を調理し、及び販売したものと認められ、同条の規定に違反し、人の健康に危害が発生していることから、「食品衛生法違反に対する行政処分等の取扱い要領」の第5・2・1)・(ア)及び別表1の食中毒の場合に該当するため、営業禁止処分とする。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。